

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年3月30日

柴田町長 滝 口 茂

柴田町規則第11号

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則（昭和57年柴田町規則第6号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
別表第1（第2条の2関係） 1 （略） 2 物理的因子にさらされる業務に従事したため生じた次に掲げる疾病及びこれらに付随する疾病 （1）～（4） （略） （5） 町長の定める電離放射線（以下「放射線」という。）にさらされる業務に従事したため生じた急性放射線症、 <u>皮膚潰瘍</u> 等の放射線皮膚障害、白内障等の放射性眼疾患、放射線肺炎、再生不良性貧血等の造血器障害、骨え死その他の放射線障害 （6）～（13） （略） 3 身体に過度の負担のかかる作業態様の業務に従事したため生じた次に掲げる疾病及びこれらに付随する疾病 （1）～（2） （略） （3） チェンソー、ブッシュクリーナー、 <u>削岩機</u> 等の身体に振動を与える機械器具を使用する業務に従事したため生じた手指、前腕等の末しょう循環障害、末しょう神経障害又は運動器障害	別表第1（第2条の2関係） 1 （略） 2 物理的因子にさらされる業務に従事したため生じた次に掲げる疾病及びこれらに付随する疾病 （1）～（4） （略） （5） 町長の定める電離放射線（以下「放射線」という。）にさらされる業務に従事したため生じた急性放射線症、 <u>皮膚かきよう</u> 等の放射線皮膚障害、白内障等の放射性眼疾患、放射線肺炎、再生不良性貧血等の造血器障害、骨え死その他の放射線障害 （6）～（13） （略） 3 身体に過度の負担のかかる作業態様の業務に従事したため生じた次に掲げる疾病及びこれらに付随する疾病 （1）～（2） （略） （3） チェンソー、ブッシュクリーナー、 <u>さく岩機</u> 等の身体に振動を与える機械器具を使用する業務に従事したため生じた手指、前腕等の末しょう循環障害、末しょう神経障害又は運動器障害

(4) ~ (5)

4 化学物質等にさらされる業務に従事したため生じた次に掲げる疾病及びこれらに付随する疾病

(1) ~ (2)

(3) すず、鉱物油、漆、テレピン油、タール、セメント、アミン系の樹脂硬化剤等にさらされる業務に従事したため生じた皮膚疾患

(4) ~ (9) (略)

5~6 (略)

7 がん原性物質又はがん原性因子にさらされる業務に従事したため生じた次に掲げる疾病及びこれらに付随する疾病

(1) ベンジジンにさらされる業務に従事したため生じた尿路系腫瘍

(2) ベーターナフチルアミンにさらされる業務に従事したため生じた尿路系腫瘍

(3) 4-アミノジフェニルにさらされる業務に従事したため生じた尿路系腫瘍

(4) 4-ニトロジフェニルにさらされる業務に従事したため生じた尿路系腫瘍

(5) ~ (7)

(8) 石綿にさらされる業務に従事したため生じた肺がん又は中皮腫

(9) (略)

(10) 塩化ビニルにさらされる業務に従事したため生じた肝血管肉腫又は肝細胞がん

(11) 3・3'-ジクロロ-4・4'-ジアミノジフェニルメタンにさらされる業務に従事したため生じた尿路系腫瘍

(12) (略)

(13) (略)

(14) (略)

(4) ~ (5)

4 化学物質等にさらされる業務に従事したため生じた次に掲げる疾病及びこれらに付随する疾病

(1) ~ (2)

(3) すず、鉱物油、うるし、テレピン油、タール、セメント、アミン系の樹脂硬化剤等にさらされる業務に従事したため生じた皮膚疾患

(4) ~ (9) (略)

5~6 (略)

7 がん原性物質又はがん原性因子にさらされる業務に従事したため生じた次に掲げる疾病及びこれらに付随する疾病

(1) ベンジジンにさらされる業務に従事したため生じた尿路系しゅよう

(2) ベーターナフチルアミンにさらされる業務に従事したため生じた尿路系しゅよう

(3) 4-アミノジフェニルにさらされる業務に従事したため生じた尿路系しゅよう

(4) 4-ニトロジフェニルにさらされる業務に従事したため生じた尿路系しゅよう

(5) ~ (7)

(8) 石綿にさらされる業務に従事したため生じた肺がん又は中皮しゅ

(9) (略)

(10) 塩化ビニルにさらされる業務に従事したため生じた肝血管肉しゅ又は肝細胞がん

(11) (略)

(12) (略)

(13) (略)

(15) 放射線にさらされる業務に従事したため生じた白血病、肺がん、皮膚がん、骨肉腫、甲状腺がん、多発性骨髄腫又は非ホジキンリンパ腫

(16) (略)

(17) (1) から (16) までに掲げるもののほか、がん原性物質又はがん原性因子にさらされる業務に従事したため生じたことの明らかな疾病

8～10 (略)

(14) 放射線にさらされる業務に従事したため生じた白血病、肺がん、皮膚がん、骨肉しゅ、甲状腺せんがん、多発性骨髄しゅ又は非ホジキンリンパしゅ

(15) (略)

(16) (1) から (15) までに掲げるもののほか、がん原性物質又はがん原性因子にさらされる業務に従事したため生じたことの明らかな疾病

8～10 (略)

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。